

大井町
新型インフルエンザ等対策
行動計画

平成 26 年 6 月策定

令和 8 年 6 月改定

内容

はじめに.....	1
1 感染症危機を取り巻く状況	1
2 特別措置法の意義等	1
3 新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	2
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2章 基本的な考え方	5
第3章 対策の方向性	6
第4章 対策実施上の留意点	7
第2部 各対策項目の考え方及び取組	16
第1章 実施体制	16
第1節 概要	16
第2節 準備期	19
第3節 初動期	19
第4節 対応期	20
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	21
第1節 基本的考え方	21
第2節 準備期	21
第3節 初動期	23
第4節 対応期	23
第3章 まん延防止	24
第1節 準備期	24
第2節 初動期	24
第4章 ワクチン	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
第5章 保健	33
第1節 対応期	33

第6章 物資	34
第1節 準備期	34
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	35
第3節 対応期	35

はじめに

1 感染症危機を取り巻く状況

令和2年1月に国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、大井町は、町民はもとより、国、県、医療関係者、事業者等と連携、協力し、一丸となって取組を進めてきた。国においては、こうした新型コロナによるパンデミック下での対応を経て、明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すことを目的として、令和6年7月に、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を全面改定した。

県においては、この政府行動計画の全面改定を受け、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的として、令和7年3月に神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を全面改定したところである。

そこで、本町においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の規定により、県の計画が全面改定されたことを踏まえ、町民生活を脅かす次なる感染症危機の発生に備えた、万全の態勢を整備するため、大井町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を全面改定するものである。

2 特別措置法の意義等

国では、平成17年（2005年）に政府行動計画を作成し、数次の改定を経て、令和6年7月には新型コロナ対応を踏まえた新たな行動計画に全面改定を行った。神奈川県においては平成17年12月に最初の県行動計画を作成して以来、政府行動計画に合わせて改定を重ね、令和7年3月に令和6年7月の政府行動計画の改定を踏まえ、県行動計画の全面改定を行った。

本町では、平成26年に特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、町行動計画を作成した。町行動計画は、町域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置等を定めるものである。

この度、前述の県行動計画が改定されたことに伴い、町行動計画を改定する。町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ② 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。

特措法第8条の規定による法定計画であり、大井町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられる。

3 新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものとされている。

国は、令和5年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、主な課題として以下の3点が挙げられた。

- ① 平時の備えの不足
- ② 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ③ 情報発信

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、以下の3つの目標を実現する必要があるとされた。

- ① 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ② 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ③ 基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画を改定したところである。

町行動計画も、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために改定するものである。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザの発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が、ひとたび町内で発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等は、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまう事態が想定されるため、そのような事態を回避するため、感染拡大を可能な限り抑えることが必要である。

これを踏まえ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制の負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 町民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - (2) 町民生活・経済の安定を確保する。

- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活・経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2章 基本的な考え方

1 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験から、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを伴う。

そのため、町行動計画は、特定の感染症や過去の事例だけでなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性も考慮し、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じて、様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国の対策を踏まえ、県等と連携し、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）（以下「病原体の性状」という。）、流行の状況などを考慮しつつ、人権へ配慮や対策の有効性、実行可能性、町民生活・経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等の中から実施すべきものを選択する。

2 社会全体での取組

新型インフルエンザ等の対策は、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限等の要請、事業者の業務縮小による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで効果が期待される。事業者は職場での感染予防に努め、業務を絞り込むなどの対策を検討することが重要である。また、行政だけでなく、事業者や町民一人ひとりが感染予防や備蓄等の準備を行うことが必要である。なお、感染予防として新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用などの呼吸器感染症に対する対策が基本となる。

第3章 対策の方向性

1 基本的な対策の方向性

基本的な対策の方向性は以下のとおりである。

- (1) 特定の感染症や過去の事例に限らず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を考慮し、病原体の性状に応じた対策を検討する。
- (2) 限られた知見しかない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、早期収束を目指す。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- (4) 病原体の変異による性状変化を考慮し、感染拡大の繰り返しや対策の長期化も想定する。

2 時期ごとの対策の考え方

時期ごとの基本的な対策の考え方は以下のとおりである。（時期ごとに必要となる対策の選択肢については、第2部に記載）

(1) 準備期（平時）

有事に想定される対策を的確に講じるために必要な訓練や人材育成等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

- (2) 初動期（感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が設置され基本的対処方針が実行されるまでの間）初動体制を確立し庁内の情報共有を図るとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期

対応期については、以下の時期に区分される。

- ア 封じ込めを念頭に対応する時期（政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階）

病原体の性状について限られた知見しか得られていないため、海外での発生動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。なお、発生した感染症が新型インフルエンザであることが判明した場合、国及び県の方針に基づき、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始する。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期（感染の封じ込めが困難で、感染が拡大した段階）

知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえ、国及び県のリスク評価等に基づき、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するべく対策を実施する。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により再度対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、国及び県の方針に基づき、最終的に特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。

第4章 対策実施上の留意点

国、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 負担軽減や情報の有効活用

町と国及び県との連携等のための DX の推進や人材育成等保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、町と国及び県との連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済

活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等への影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現

場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信、説明する。

3 基本的人権の尊重

国、県及び町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者やその家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したと

しても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。県から国に対して、又は町から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、国又は県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

県は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から医療提供体制の強化等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県は、国及び町と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県及び町は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5章 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、国、神奈川県及び各関係機関と連携した取組が重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

1 国、地方公共団体（神奈川県、大井町）

（１） 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症

や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 神奈川県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関等で構成される都道府県連携協議会（県においては「神奈川県感染症対策協議会」をもってあてる。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

(3) 大井町

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、「町行動計画」に基づき、新型インフルエンザ等対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応について、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關して地域の状況に応じた判断を行い、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

2 医療機関

平時から、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び神奈川県感染症対策協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

有時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

3 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

4 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

5 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスク

や消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

6 町民の協力等

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 概要

新型インフルエンザ等が全国的にかつ急速にまん延した場合、町民の生命や健康、町民生活・経済に重大な影響が及ぶ事態が想定されることから、国内外での発生又は、その疑いがある場合から、事態を的確に把握し、国等と連携しながら全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理し、有事の際に機能する組織体制の編成及び人員の調整、縮小可能な業務の整理、研修・訓練等を行い、課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。

有事には、必要に応じて町対策本部を設置し、緊急かつ総合的な対応を実施する。流行の収束まで、長期間にわたることを想定し、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするため、柔軟かつ機動的に見直しを図る。

大井町新型インフルエンザ等対策本部

本部長 町長

副本部長 副町長、教育長

本部員 各部関係課長、その他「大井町新型インフルエンザ等対策本部」

＜ 大井町新型インフルエンザ等対策本部事務分掌 ＞

部・課名	事 務 分 掌
本部 健康福祉課	1 町対策本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各部間の総合調整及び統制に関すること。 4 町民の社会活動の自粛要請に関すること。 5 新型インフルエンザ等に関する健康危機管理に関すること。 6 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 7 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 8 感染症に関する法令等の運用に関すること。 9 国、神奈川県、他市町村との連絡調整に関すること。 10 要援護者に対する支援に関すること。 11 視聴覚障がい者等への情報提供等に関すること。
総務情報部 総務課 防災安全課 経営企画課 議会事務局 協働推進課	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 4 職員の健康に関すること。 5 主要来庁者の受け入れ体制の整備に関すること。 6 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 7 感染症の流行期の混乱に乗じて発生する犯罪の抑止に関すること。 8 新型インフルエンザ等に関連した救急に関すること。 9 町民からの相談等の対応に関すること。
救援部 町民課 税務課 会計室	1 関連情報の広報に関すること。 2 火葬・埋葬に関すること。
福祉救護部 こども応援課	1 町立幼稚園・保育園・児童コミュニティクラブ（学童保育）における感染拡大防止対策に関すること。 2 町立幼稚園・保育園・児童コミュニティクラブにおける新型インフルエンザ等のり患状況に関すること。

部・課名	事 務 分 掌
建設部 生活環境課 地域振興課 都市整備課	1 水道水の安定供給維持のための対策の実施等に関する事。 2 汚染物質等の収集・処理に関する事。 3 防疫、衛生活動体制に関する事。 4 文化・観光における感染拡大防止対策の実施に関する事。 5 市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 6 医薬品、食料品等の流通に関する事。 7 生活関連物資等の価格の安定等の措置に関する事。 8 高病原性鳥インフルエンザの家きん等への感染防止に関する事。 9 家きん等への感染防止に関する国、神奈川県、他市町村との連絡調整に関する事。 10 家きん等の飼養者に対する広報に関する事。 11 家きん等の相談に関する事。 12 患畜等の処分に関する事。 13 新型インフルエンザ等対策に係る建築関係法令等の運用に関する事。
教育部 教育総務課 給食センター 生涯学習課	1 町立学校における感染拡大防止対策に関する事。 2 町立学校における新型インフルエンザ等のり患状況に関する事。 3 学校給食における感染拡大防止対策に関する事。 4 社会教育施設における感染拡大防止対策に関する事。
上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各部が協力して実施するものとする。 ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○新型インフルエンザ等に関連する情報の収集・提供に関する事。 ○新型インフルエンザ等に関連する広報・相談に関する事。 ○新型インフルエンザ等の影響を受けることが予想される所管事業の調整に関する事。 ○所管施設の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理・感染症対策に関する事。 ○対策本部その他関係機関との連絡調整・部内の連絡調整に関する事。	

第2節 準備期

1 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 町は、町行動計画を作成・変更する。町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。

3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- (1) 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (2) 国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第3節 初動期

1 危機管理体制

- (1) 政府対策本部や神奈川県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、必要に応じて、町対策本部を設置し、国内での新型インフルエンザ等の発生に備え、情報収集を一層強化する。
- (2) 県が必要に応じて開催する「新型インフルエンザ等対策市町村連絡会議」に参加し、情報の提供・共有、住民に対する普及啓発及び情報提供、新型インフルエンザ等対策に関する事項について協議を行う。

- (3) 必要に応じて第1章第2節2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保、適切な執行

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第4節 対応期

1 職員の派遣・応援への対応

- (1) 政府対策本部設置後も、感染拡大状況や町民生活・経済状況等に応じ適切な体制となるよう見直ししながら、速やかに以下の対応を行う。
- ・対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対応を行う。
 - ・国の財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。また、予算及び事務の執行にあたっては、手順及び法令等を確認しながら、町議会報告に必要な手続を確実に行う。
- (2) 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- (3) 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

2 緊急事態措置の検討等について

町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等

緊急事態が終了した旨の公示をいう。) がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 基本的考え方

新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染拡大の抑制及び町民生活・経済に及ぼす影響の最小化を図るため、町民、事業者、医療機関、関係機関等が適切な行動をとることが不可欠である。その前提として、正確かつ迅速な情報提供と、双方向の意思疎通を通じたリスクコミュニケーションの実施が極めて重要となる。

特に、新型インフルエンザ等の発生時には、科学的知見が限定的であり、状況が刻々と変化する中で、不確実な情報や誤情報が拡散しやすい。このため、行政が信頼性の高い情報を継続的かつ一貫性をもって発信することにより、町民の不安を軽減し、冷静な行動を促すことが求められる。

町は、国及び県が示す基本的対処方針を踏まえ、町民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた分かりやすい情報提供を行うとともに、町民の意見や不安の声を把握し、施策へ反映させる双方向のコミュニケーションを推進する。

第2節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

(1) 町における情報提供・共有について

町は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考に準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、感染症危機発生時における有用な情報源として、町民からの認知度及び信頼度が一層向上するよう努める。

(2) 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、県から、住民に対するリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するための協力を求められ、また、その求めに応じるために、県から新型インフルエンザ等の感染状況等の情報提供を受けることがあり得るため、具体的な手順等をあらかじめ県と確認しておく。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を推進するとともに、国からの要請を受け、コールセンター等を設置する準備を進める。

<参考・県計画>

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて県民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、障がい者、こども、日本語能力が十分でない外国人等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。（健康医療局）
- ② 県として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。（健康医療局、関係局）
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。（健康医療局）
- ④ 県等は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。（健康医療局）

第3節 初動期

1 情報提供・共有について

(1) 町における情報提供・共有について

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを行う。

(2) 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、県から、住民に対するリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するための協力を求められ、また、その求めに応じるために、県から新型インフルエンザ等の感染状況等の情報提供を受けることがあり得る。

2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

第4節 対応期

1 情報提供・共有について

(1) 町における情報提供・共有について

初動期に引き続き、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

(2) 県と町間における感染状況等の情報提供・共有について

初動期に引き続いて、町は、県から、住民に対するリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するための協力を求められ、また、その求めに応じるために、県から新型インフルエンザ等の感染状況等の情報提供を受けることがあり得る。

2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

- 1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が整備する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

- 1 国内でのまん延防止対策の準備
町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行い、必要に応じて対応を実施する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、平時から政府行動計画の予防接種（ワクチン）に関するガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）で示されている「予防接種に必要なとなる可能性がある資材」を参考に、予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 ● 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

2 ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者が国のワクチン供給に係るシステムへの事前登録が必要になる可能性がある

ため、随時事業者の把握をする。

町内の医療機関と密に連携し、町はワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

3 接種体制

(1) 接種体制構築の準備

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、必要な訓練を平時から行う。

(2) 特定接種

ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を想定しておくことが求められる。

また町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう準備しておく。

イ 特定接種の対象となり得る職員について、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(3) 住民接種

平時から以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

ア 町は、国や県の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(ア) 町は、国及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかにワクチンを接種することができるよう、医師会や歯科医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた取組を行う。

- a 接種対象者数
 - b 地方公共団体の人員体制の確保
 - c 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - d 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
 - e 接種に必要な資材等の確保
 - f 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - g 接種に関する住民への周知方法の策定
- (イ) 町は、接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や関係機関等と連携し、接種体制を検討する。

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7 %	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1 - 6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E 1	
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）× 2	E 2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

（ウ） 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

（エ） 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計し、各接種会場について配置や導線等を検討する。また、医師及び看護師の配置については、医師会や歯科医師会等と調整する。

イ 町は、円滑な接種の実施のため、町外での地方公共団体における接種を可能とするよう、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、取組を進める。

ウ 町は、医師会や歯科医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法に

ついて準備を進める。

4 情報提供・共有

(1) 住民への対応

町は、定期の予防接種を通して、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報を収集し必要に応じた Q&A 等を提供するなど、双方向的な取組を進める。

(2) 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

(3) 衛生部局以外の分野との連携

町の保健衛生所管部は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び介護・福祉所管部、教育委員会等との連携を進め、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

5 DX の推進

(1) 町は接種勧奨を行う場合に、予防接種関係のシステムを活用して、対象者に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

(2) 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

1 接種体制

(1) 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2) ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(3) 特定接種

接種には多くの医療従事者が必要となることから、町は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して必要な支援を行う。

(4) 住民接種

町は、接種を希望する町民が、速やかにワクチン接種することができるようにする。

第3節 対応期

1 ワクチンや必要な資材の供給

(1) 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給量を把握するものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

(2) 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

(3) 町は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合に、それらを解消するための国の要請に従い、県を中心とした地域間の融通等に協力する。

なお、供給の滞りや偏在等が、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、他の製品を活用すること等も含めた検討を行う。

2 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種

ア 予防接種体制の構築

(ア) 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(イ) 町は、集団接種を原則とし、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

(ウ) 町は、集団接種を原則とし、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

(エ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(オ) 医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、当該者を担当する医療機関等において接種を行う。

(カ) 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者な

ど、接種会場での接種が困難な方が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

イ 接種に関する情報提供・共有

(ア) 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(イ) 町が行う接種勧奨については、接種対象者の電子媒体に通知するとともに、活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

(ウ) 接種会場や接種開始日等について、電子媒体を用いて接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。

なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

ウ 接種記録の管理

国、都道府県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3 健康被害救済

(1) 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(2) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。

- (3) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。

4 情報提供・共有

- (1) 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- (2) 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- (3) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
- (4) 町は、特定接種に係る対応について具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- (5) 町は、住民接種の実施主体として、政府ガイドラインに示されている「接種時において予想される状況」を踏まえた上で、住民からの基本的な相談に応じる

第5章 保健

第1節 対応期

1 主な対応業務の実施

- (1) 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や庁内関係部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄

- (1) 町は、第6章第1節（「物資」における準備期（1））で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うこ

とを勧奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

5 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行うものとする。

第2節 初動期

1 遺体の火葬・安置

町は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 町民生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教

育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民へ迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

エ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づき、国や県の実施する措置や発出される要請等に応じ、適切に対処する。

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 町は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

イ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努め、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

ウ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

エ 町は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

オ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

カ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、町は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

大井町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月策定

令和8年6月改定

大井町健康福祉課

0465-83-8024